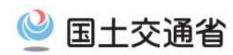
# 産業競争力会議 第32回実行実現点検会合説明資料

平成28年2月4日 国土交通省

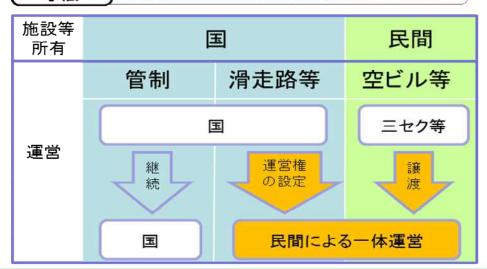


# 国管理空港等

民活空港運営法に基づき民間による一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

# 民間委託 手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



## 《各地の動き》

### ◎国管理空港

仙台: H28.7からの運営委託に向けて、H27.12.1に東急・前田建設・ 豊田通商グループが設立した新会社と契約締結済み。

高松:H30年度からの運営委託に向けて、手続(民間の投資意向調

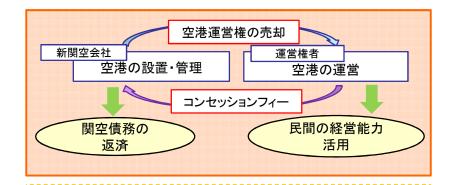
査)を開始(H27.10~)。

福岡:滑走路増設事業のため運営委託スキーム等について検討中。

広島:具体的な空港経営改革の手法等について検討中。

## 関西国際空港・伊丹空港

経営統合法に基づきコンセッションを実施することで、 関空債務の早期・確実な返済を行い、関空の国際拠 点空港としての再生・強化、関西全体の航空輸送需 要の拡大を図る。



### 関西国際空港・伊丹空港:

H28.4からの運営委託に向けて、H27.12.15に「オリックス、ヴァンシ・エアポート コンソーシアム」が設立した新会社と契約締結済み。

※ヴァンシ・エアポート社:ゼネコンで売上高世界第5位(仏第1位)を 誇るヴァンシ・グループの一員。欧州・アジアで計24空港を運営。

### ◎地方管理空港

神戸、静岡、旭川等において検討中。

- 〇コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援(全額補助)を含めた支援を実施。
- 〇平成26、27年度は、浜松市の二一ズを踏まえ、資産情報の整備等に対する国の財政的支援を実施するとともに、国の調査として (地方公共団体負担なし)要求水準書(案)・実施契約(案)の策定に関する支援を実施。<u>浜松市においては、平成27年12月に実施方針(案)を公表するとともに、平成28年2月の実施方針の公表、平成30年度からのコンセッション方式の導入</u>に向けて取り組んでいるところ。
- 〇大阪市においては、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進めているところ。スキームが確定次第、速やかに同方式への移行を目指す。
- 〇現在も浜松市及び大阪市と密に打合せを実施し、実務的な課題に対して助言を行うなど、事業の立ち上げに必要な支援に丁寧に取り組んでいるところ。
- 〇平成27年10月には、浜松市等の先進事例を横展開するとともに、案件形成を図るための検討会を設置。
- ○今後とも以上のような必要な支援を実施していく所存。

# 浜松市の事例

### <事業内容>

- 〇静岡県からの西遠流域下水 道の移管(平成28年4月)に 伴う職員増員と経費を抑制 するため、コンセッション方式 の導入により、可能な限り、 業務を民間に委ねる。
- ○事業期間:20年間 (平成30年度~平成49年度) 第三者機関によるモニタリング を実施。



### <導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募 書類の作成、資産調査など		
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	国土交通省に おいて、財政的 支援・技術的助 言を実施	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表		
平成28年2月	実施方針の公表 特定事業の選定・公表		
平成28年4月	募集要項等の公表		
平成28年4月~	<u>西遠流域下水道移管</u>		
平成29年2月	優先交渉権者の選定	匀任的	
平成29年10月	運営権設定 実施契約の締結	包括的 民間委託	
平成30年4月	コンセッション事業開始		

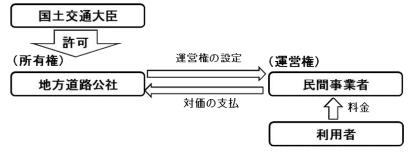
### 【コンセッション対象予定8路線】



延長 (km)	料金徵収期間		
20.9	S45. 7. 15	~	H40. 2. 1※
19.6	S45. 3. 1	~	H40. 2. 1※
8.5	S56. 4. 1	~	H40. 2. 1※
2.1	H17. 1. 30	~	H47. 1. 29※
1.7	S48. 8. 1	~	H41. 11. 29
13.1	S47. 4. 1	~	H41. 6. 22
4.3	H16. 3. 6	~	H46. 3. 5
2.3	H16. 11. 27	~	H56. 11. 26
72.5	S45. 3. 1	~	H56. 11. 26
	(km) 20.9 19.6 8.5 2.1 1.7 13.1 4.3 2.3	(km) 本社量 20.9 S45. 7. 15 19.6 S45. 3. 1 8.5 S56. 4. 1 2.1 H17. 1. 30 1.7 S48. 8. 1 13.1 S47. 4. 1 4.3 H16. 3. 6	(km)     科並領収       20.9     \$45.7.15     ~       19.6     \$45.3.1     ~       8.5     \$56.4.1     ~       2.1     \$H17.1.30     ~       1.7     \$48.8.1     ~       13.1     \$47.4.1     ~       4.3     \$H16.3.6     ~       2.3     \$H16.11.27     ~

※H28.10.1に4路線がプール化され、料金徴収期間はH58.3.31までとなる。

### 【コンセッション(公共施設等運営権)方式 (イメージ)】



# 経緯(愛知県からの構造改革特区提案)

- H24.3 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定

「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、<u>公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。</u>」

- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定) 構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする 構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:約1.200億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28.1.20 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限

平成27年 7月8日

# 構造改革特区法案 成立

※施行(8月3日)

# 内閣府が特区の手続きを実施

8月28日 国家戦略特区の指定、区域方針の決定

9月 9日 区域計画の認定(国土交通大臣は同意)

※ 国家戦略特区法の手続きで認定

あわせて、道路整備特措法に基づく有料道路事業変更許可

・追加投資に伴う料金徴収期間の延長

・知多3路線と空港連絡道路のプール化 等

# 愛知県道路公社がPFI法に基づく手続きを実施

平成27年 10月13日 実施方針の公表

11月16日 募集要項の公表

平成28年 1月20日 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限

2月中旬 第1次審査結果の通知

5月頃 第2次審査資料の提出期限

6月頃 優先交渉権者の決定

8月頃 民間事業者との契約締結 等

平成28年 10月頃

民間事業者による運営開始

### 第25回実行実現点検会合(H27.11.19)でのご指摘

- 住宅分野でのコンセッション導入は難しいのではないかということが関係府省の説明であり、これは前々からあった議論ではあるかと思う。一方で広い意味でのPPP/PFIには取り組んでいくとのことなので、コンセッションを念頭にした重点分野という位置付けとは異なるどういう位置付けを与えるのかについて内閣府を中心に検討頂く必要があるのではないかと考える。
- 公営住宅の議論が出たが、指定管理にしているところが多い一方でコンセッションまで持っていくところはまずないということなのだが、その間に広い意味でのPPP/PFIでの取組は十分に可能だと思うし、実際にやっているところもあるので、私はここの部分についてはコンセッションに限らないで、むしろPPP/PFIということで公的資産の活用あるいは公的でなくても資産の活用という観点から、より広げていくことを検討しなくてはいけないし、検討すれば可能ではないかと考えている。
- できない理由を聞くよりも、その状況を踏まえてどう やったらできるかということをぜひヒアリングしていただ きたい。今後、ヒアリング等を行う際には、どうやったら できるのか、どういう切り口をつけ加えればいいのかと いうことをしっかりと検討していただいて、この場で発表 いただきたい。

### ご指摘を踏まえた検討状況等

### ● 平成28年度予算案におけるPPP/PFIの取組み

- ①地方公共団体が行うPPP/PFIの検討について、 コンセッション方式に係る検討についても支援対象とすることを明確 化。
- ②公営住宅の建替え等を推進する地域居住機能再生推進事業※の新規地区について、PPP/PFIに関する検討を原則化(自治体の人口規模は問わない)
- ※ 地域居住機能再生推進事業

既存の公的賃貸住宅団地において、建替え等を契機に子育て支援施設や福祉施設等の誘致を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する事業。

### ● PPP/PFI事例の地方公共団体への横展開

小規模な地方公共団体におけるPPP/PFIを支援する事業を平成27年度予算から実施しており、同事業での検討事例について、本年2月の地方公共団体への予算関係の説明会において、事業主体自ら紹介予定。

こうした取組みを通じ、小規模な地方公共団体も含め、地域の実情に応じた多様なPPP/PFIの取組みの裾野の拡大を図る。

(本事業は平成28年度予算案にも計上)

### ● コンセッション方式に関する今後の検討

コンセッション方式と、付帯事業の併設や創出余剰地の活用を併せて行うケースについて、<u>民間事業者等へのヒアリングや試算を実施予</u>定。(調査費を平成28年度予算案に計上)

PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間のネットワークの構築、さらには具体的な案件形成を促進するための産官学金の協議の場(地域プラットフォーム)の形成を支援。

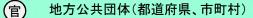
地域プラットフォームにおいては、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくり への展開にも活用。

### 地域プラットフォームのイメージ

### 地方ブロックプラットフォーム

(注)全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成





学 大学等

金 地方銀行 等



### 地方ブロックプラットフォームの役割

PPP/PFIの案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開

- セミナー・シンポジウムの開催
- ・実践的研修の実施 等

※人口20万人以上の地方公共団体をはじめ広く参加を要請

### 全国8ブロックで設置

- ・関東、中部、近畿、東北、中国、四国・・・設置済み
- •九州、北海道 ••• 今年度内設置予定



専門家の派遣や 助言等 事例報告等



ニーズに幅広く対応

### A県地域プラットフォーム B市地域プラットフォーム







# <u>地域プラットフォーム</u>の役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進

- ・個別具体の案件の掘り起こし、形成及び推進
- ・PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場等

※案件形成後、地方ブロックプラットフォームにおいて報告

#### 地域プラットフォームの設置

・各自治体の要望に基づき順次設置予定